

下京区西部エリアに関する基礎調査業務の委託に関する仕様書

1 業務名

下京区西部エリアに関する基礎調査業務

2 業務の目的

下京区西部エリアでの民間活力を活かした将来構想の策定に必要な基礎調査業務を実施する。

現時点で想定している業務内容（下記3）を上回る、有益で実現可能性の高い提案を期待する。

3 業務内容

(1) 基礎調査

エリア内の施設等への来街者に対する行動・利用状況等についてのアンケート調査（対象エリア及び周辺地域において、7箇所程度での実施を想定）、エリアの歴史や変遷についての調査

(2) 教養施設等影響調査

（仮称）京都鉄道博物館開業後のエリアへの影響予測（効果、課題、先行事例（さいたま市）の分析）

(3) 関連事業との連携

「下京区西部エリア活性化の将来構想素案作成業務」及び「下京区西部エリアの活性化に向けた地域連携事業に係る企画・運営業務」並びに下京区西部エリアにおいて、本市が関係して実施する調査等との連携・協力

(4) その他

上記の内容を踏まえた活性化に向けての課題の抽出及び解決策の提案

4 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物（下記5）の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、京都市に帰属する。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保する。

(7) 会計検査への協力

本事業は社会資本整備総合交付金の対象であるため、会計検査の際に必要な資料を求められた場合は、写しを提出すること。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | | |
|----------------------------|-----|------|
| (1) 基礎調査研究報告書 | A4判 | 200部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | | 一式 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | | 一式 |